



憲法9条の会つくば

コミュニティーニュース

2007. 2. 18 No. 13

ゆ **結** い

発行 「憲法9条の会つくば」

〒305-0005 つくば市天久保1-10-12 1-401

電話 090-3811-3753 Fax 029-856-2286

<http://peace.arrow.jp/tsukuba/index.html>

国会は今も「改憲」へ動いています。

でもあせらずたゆまず運動を広げたい。

### 街頭署名・・・

2月の定例街頭署名は、9名の参加者によりいつものアルス前とクレオ横の歩道橋で行いました。とても風が強く、寒さが身に伝わる日でしたが、そんな中、署名用紙を吹き飛ばされそうになりながらも、憲法9条を守ることの大切さを一人でも多くの人に伝えていきたいとの思いでチラシを一生懸命配りました。

街頭署名は、通りすがりの見ず知らずの人に署名をお願いするわけですので、なかなか応じてもらえません。それでも毎回、30名前後の方が署名してくれています。署名の数もさりながら、立ち止まり、いえ歩きながらでも会話に応じてくださる人がいるたび手応えを感じます。まして、知人が通りすがり、快く署名して頂けたりするとうれしいものです。今回は賛同人とおっしゃる方が立ち寄ってカンパをして下さり、心温まる思いでした。

### そして憲法改悪をめぐる状況

安倍首相は1月26日の施政方針演説で、「憲法の改正についての議論を深めるべきだ」と発言し、「海外で戦争する国」をめざす憲法改悪の姿勢を鮮明にしました。さらに、改憲手続き法案(国民投票法案)の「今国会での成立を強く期待する」と力説しました。自民、公明両党や民主党が「憲法改定とは別の中立的な法律」と弁明する改憲手続き法案の目的が、まさに9条改憲にあることを首肯みずから証明したものだといえるのではないのでしょうか。

### 過半数を視野に、どんな立場の人も

一方、全国でいろいろな9条の会が続々と誕生し、9条改悪を許さない草の根の運動は全国に広がっています。2月1日「九条の会」は記者会見し、地域や分野別の9条の会が全国で6020に達したと発表しました。

「9条の会つくば」においても、多くの地域単位での会を立ち上げることができればと思います。そして、地域で顔の見える活動を広げることにより、有権者過半数が「憲法9条改悪NO」という日を迎えるのも夢ではないでしょう。なぜなら「戦争で殺されたくない、戦争で人を殺したくない」との思いは、多くの人が共有できる思いであるはずですから。(武田)

### 改憲手続き法はいらない 市民と国会議員の院内集会 ～偽安倍晋三など(ザ・ニューズペーパー)登場～

メディアはあたかも「改憲手続き法の今国会成立は不可避」であるかのような報道をしています。しかし、市民はあきらめません。世論を起こし、国会を揺さぶって、この問題法案の廃案をめざします。

2月22日(木) 14:00(開場13:30)～15:30 参議院議員会館第1会議室(地下鉄永田町駅下車)

呼びかけ：許すな！憲法改悪・市民連絡会 / 平和をつくり出す宗教者ネット / 平和を実現するキリスト者ネット

問い合わせ先・03-3221-4668

なお、この院内集会に先立って、12時15分から衆議院議員面会所で「STOP!改憲手続き法案 議面集会」(5・3憲法集会実行委員会主催)があります。3月2日は18:30～日比谷野外音楽堂で同実行委員会の呼びかけで、大集会と国会デモです。 許すな！憲法改悪・市民連絡会より (情報提供：星)

2月12日現在

賛同人 563名  
(市内438名)

9条署名 2,975筆  
国民投票法 2,249筆

### 活動予定

3月4日(日) 定例街頭署名活動 11時半～

中央公園アルス図書館前集合 花粉の飛び交う季節で憂鬱な方もおられると思いますが、憲法9条ここにありの心意気でがんばりましょう。賛同人の皆さまの参加をお願いいたします。

3月18日(日) 定例世話人会 10時～ 並木公民館

## 1月～2月 私たちの行動レポート

九条の会・かさま 一周年の集いに参加しました。

1月27日(土)午後。笠間公民館会場は年配の方から乳飲み子を連れての参加者、若い世代も多く、講演者お二人への期待でしょうか、ほぼ満席の状況でした。

**まず絵本作家 いわむらかずおさんの講演「自然 家族 そして平和」**

1939年(S.14)生まれのいわむらさんは、人を殺すことで解決しようとする戦争を日本国民は二度としないために日本国憲法9条があり、自分自身と世界の人々の平和を誓ったと小学生のときに感じ、絵本を通じて大切にしてきた思いを、今益子9条の会にも入って9条を守る運動をしていると、というお話でした。

**二番目に、法学館憲法研究所長 伊藤真さん「9条は日本のほこり、世界の宝」**

1958年(S.33)生まれで、司法を目指す人のための塾を開きながら、去年は100回以上、大小の集会、学習会の講演や講師に頼まれて行ったという伊藤さん。市民の9条を守る運動をマスコミは全然取り上げないのですが、参加者から送られる感想から、憲法に興味を持ち、9条の大切さを知って守る心や運動の広がりを感じるそうです。

憲法は、国家権力を制限し国民の人権を保障するもの、だから歯止めをかけられている政治家の側はそれを緩めたいと思うのは当然。しかし、国民はその反作用でより不自由になる。国民はそのことを自覚し改憲を考えるべき。氏の私見として、現代は政治家も国民もイマジネーションの欠如を感じる。改憲を自分のこととして考えよう。イマジネーションを働かせ、改憲で将来この国はどうなるのか、改憲が及ぼす影響と、それが良いのか困るのか、想像力を働かせて判断することが必要。仮にも改憲するなら弱者への理不尽を減らす方向にこそ考えるべきもの。9条を改悪して戦争を肯定することで国がどう変わるか、イマジネーションを働かせて理解すべきである。

奥深く、分かりやすく現憲法の大切さ、9条の重要さを認識させてもらいました。(竹松)

### 研究所・大学9条の会が講演と対話の集い「北朝鮮問題と憲法9条の価値」

1月28日大穂公民館で田村武夫氏(茨城大教授・憲法学)を招いて講演と対話の集いが開かれました。田村氏のお話は、北朝鮮の核実験に対し、日本は国連安保理事会の議長国であったのに武力制裁へと動いた。また国内では、中国の軍拡脅威論などで排外主義を煽っている。アジア諸国との100年の歴史を思えば、アジア諸国はどうみていることか。国民は考える必要あり。北朝鮮による拉致問題も、日本による35年間の植民地化、多数の朝鮮人の拉致を忘れて一方的な追及はできない。日本側も謝罪していないのだから。それができるのは9条の価値のもとでだと指摘しました。(茅野)

### 研・学9条の会講演会に出席して

出席者は多くなく、若い人が少なかったのが残念ですが、水戸から来た方もおられました。田村さんのご講演と、あとの質疑では、大変重要なことが述べられ、議論されたと思います。

講演で特に印象に残ったのは、北朝鮮や中国が攻めてくるとまことしやかに云われているが、全く現実離れしているということ、また、北朝鮮の現状には日本が歴史的に大きく関わってきたということです。誰もが歴史上の事実を、断片的にでも聞いたはずだと思いますし、そうであればわかることです。しかし、一昨年秋の総選挙では、見事に国民がマインドコントロールされた。マスコミを動員した世論操作です。今、与党が通そうとしている国民投票法案でも、この先の憲法改定でも、財力にものをいわせた宣伝が規制されず、世論操作が行われるおそれが大きい、というお話でした。

質疑では、憲法99条(公務員の憲法擁護義務)の扱いに注目が必要、とフロアから意見が出ました。また、当会のKさんの「もし『攻められたらどうする?』と聞かれたらどう答えるのか?」という質問に、田村氏は、「いじめの問題への対処法とかなり共通するだろう」のように答えられました。大国主導でない集団的自衛権のようなものを考えておられるようでした。さらに、世論調査で「外国から攻められたら戦う」という答えは比較的年齢の高い人に多く、若い人の多くは「攻められたら逃げる」と答えている、と紹介されました。つまり、国が攻められたら守るという前提がなりたたなくなっている。良いことかどうかは議論があるでしょうが、もっともかもしれません。勝手な支配者にとって「美しい国」であっても、自分はこんな国に生まれたくはなかった、と思う人が多くて不思議はありません。

また、質疑では、若い人に平和の問題にもっと関心を持ってもらうにはどうしたらよいか、が話し合われましたが、妙案は出なかったようです。若い人は平和にすごく敏感なんでしょうが、その多くは戦争を体験した世代と大きく異なる考えや体験を持っていることを前提に、どう平和を訴えるのか、自問自答が求められるのでしょうか。

まとまりのない持論で恐縮ですが、平和が最終目的ではなく、最終目的があるとしたらそれは人権だと思います。戦争をしないことがよいのではなく、戦争は最大の人権侵害であるので私たちは平和を訴えるのでしょうか。軍事に頼らずに人権や平和を確かなものとする方法は、必ずあるはずだと私は信じます。しかし、それを見出すことは容易ではなく、若い人たちにも様々な視点やアイデアを出してもらいたいと考えております。彼らに関心を持ってもらうためには、若くない人たちが、意見が分かれる問題を意見が分かれるから議論しないとすることはなく、真剣に冷静に話し合うことを実践してゆくことが求められるのではないかと思います。勝手な感想ですが、あしからず。

(賛同人 竹森 信)

## 「戦争、人間、そして憲法9条」

### 私の戦争体験

まず、戦争体験を中心に自己紹介から始めたいと思います。それが私の生きる座標軸となっているからです。私は1924年生まれ、いま82歳です。昭和19年、高等学校2年の時戦闘部隊の少年兵として入隊、中国の前線に送られ、そこで負傷しました。そのときに受けた迫撃砲の弾丸が今でも私の足の中に残っております。

1945年8月15日の終戦は中国で迎えましたが、中国の内戦に巻き込まれ、武装解除されたのは11月、その後捕虜収容所に入れられ、日本に復員したのは翌年5月のことです。収容所では「敗戦」か「終戦」かで対立しましたが、戦闘部隊に配属されていた人々を中心に「二度と戦争をしない」という意味を込めた「終戦」を受入れるようになりました。復員船の中で配られた新聞に日本国憲法草案が掲載されていて、その9条2項を読んだとき、全員が泣きました。我々の考えてきたことが憲法に書かれている、国がここまで思い切って書いてくれた、これで死んだ戦友も浮かばれる、との思いからでした。

### 憲法9条2項を守るのは国民

また、日本国憲法には「主権在民」ということが明確に書かれていました。これを読んだ時、私が学生の時から抱えてきた疑問、国家が起こした戦争のなかで国民はどう生きどう死ぬのが正しいのか、という疑問にはっきり答えが出せたと思えました。主権在民の国においては、戦争を起こすのは抽象的な国家ではなく国民であり、ならば戦争を止める努力ができるのも国民であるということです。その意味で9条2項の持つ意味は大きいと思います。しかし、残念なことに、わが国の支配政党は一度も絶対戦争をしな

い国になるとの決意をしたことがない。この間、政府は憲法を変えられないために、解釈憲法で自衛隊を作り、有事立法を作り、特措法によってイラクに自衛隊を送ってきました。言ってみれば9条2項の旗はボロボロにされたのです。しかし、旗竿は国民が握って離さないのが今の状況です。5年後には国民に手離させると宣言しているのが安倍政権なのです。

### 憲法9条2項を守るのは21世紀の世界の課題

9条2項は正義の戦争も認めない、というきわめて特異な、世界で類を見ない理念法であり、現在の世界では普遍的とは言えないものです。しかし、私はこの理念以外の理念は使えなくなる時代が来ている、それが21世紀だと考えています。そのことは、国連軍の役割を考えた場合明らかでしょう。正義の戦争を認めるならば、国連軍が核武装できるのか、国連軍が専制攻撃できるのか、との質問に答えを出すことはできないのです。つまり戦争によって問題を解決することはできないのが21世紀であり、9条2項の理念が重要になると思うのです。

### 国民投票で国民がノーと言うことがすべてを変える

現在の政治情勢の中で憲法9条2項を守ることは非常に大きな問題です。しかし私は楽観しています。憲法を改正するには国民投票は必ずしなくてはならないわけで、その国民投票で国民がノーと言ったら、今までの政治路線は全部変わらざるを得ないし、日米関係も変わらざるを得ないのです。今進められている経済政策も、平和憲法に相応しい形で運営されるようになるのです。国民がすべてを変える力を持っています。私はこの歳になりながら、最後の最後までこの自分の考えをお伝えして参りたいと思っています。

(講演要録作成：「結」編集部)

講演の全文は「憲法9条の会つくば」のHPに掲載の予定です。また、この品川正治さんの講演とその後「パネルトーク」については、ビデオ、CDがありますので、ご希望の方は事務局までご連絡下さい。

### 荃崎9条の会 1周年記念総会

日時： 3月18日(日) 13:30~16:00

会場： つくば市荃崎公民館 大会議室

\* 1) 事務総会

\* 2) 講演 (14時から)

「憲法改正問題の現状と国民投票法の問題点」  
(国民投票法の問題点の指摘を中心に憲法「改正」の現状について)

講師：金子勝氏 (立正大学教授 憲法学)

連合軍総司令部による 現行憲法草案作りに多大な影響を与えた憲法研究会の主力メンバーであった鈴木安蔵氏の最後の弟子!とのことです。

連絡先： 029-876-1545 (野口)

おわび： 前号No.12の予告記事 筑波の研究所・大学9条の会 第3会講演と対話のつどい 日程が誤りでした。

1月28日(日)の間違いでした。土曜日に行かれた方がいらっしゃいましたら、まことに申し訳ございませんでした。

### カンパのお願い

「結」を含む会の宣伝物や通信費は賛同者の皆様のご協力により支えられています。

郵便振込み口座：番号 00100-3-742235

加入者名：憲法9条の会つくば

# 戦争を想う 平和を想う

及川ひろみ (NPO法人宍塚の自然と歴史の会)

## 環境問題と戦争

私は「宍塚の里山を未来へつなぐ」活動をしている。私(63歳)は、小学校に上がる頃住んでいた神奈川県川崎市でガンが、「さおになり、かぎになり」飛び姿を目にしていました。当時すぐそばを流れるどぶ川も、林も原っぱも、今思えば、夢のような豊かな自然があふれていました。しかし、除草剤、殺虫剤が大量に使われ、農業が楽になると同時に、サイレントスプリングが現実を感じられる世界になってしまいました。最近では農薬もだいぶ改良され、生き物に優しい農薬とか呼ばれ、ひところより生き物が復活しているように言われていますが、どの種も復活している訳ではありません。生態系は本来大変複雑なものですが、その複雑な系を取り戻しているとは見えません。単純化し、更に更に単純化の道をたどるとしたら、次第に人類の生存にも影響が出るに違いありません。会(NPO法人宍塚の自然と歴史の会)では4年前から、100年間に亘って行うモニタリングサイト1000調査(環境省の事業)を始めています。この調査では、環境の変化をいち早く捉え、保全策を講じることを目的に行っています。忍び寄り生態系の単純化には暗澹たる思いがあるものの、しかし同時に、里山の生態系の復活への取り組みを、大勢の市民とともに様々な手法で取り組んでいます。

そんな折、長田先生からこの随想のご依頼が届きました。人類が環境問題でも取り返しのつかない状況を起こしているように見える昨今、無頓着に戦争に舵をきる、戦争を賛美・肯定する風潮が広がっているのは一体どうしたことでしょう。最近引き起こされている戦争のニュースを垣間見ただけでも、そのやり方は、狙った敵を見逃すまいと最新の機器を使い、敵とみなしたら将来に亘ってその被害が及ぶシナリオが組み込まれた兵器を使用し・・・、戦争の恐ろしさを、戦争が及ぼす不幸を十二分に伝えているではありませんか。このようなことが続けば、人類の破滅と言う最悪のシナリオが見えるようではありませんか。いつの時代であっても、大人たちは、子ども達が、孫達が未来を描ける時代を作る責任があるのではないのでしょうか。子ども達、孫達の未来を考えると、どんな戦争もこの世で許されないことは明白です。

社会がグローバル化する中で、国と国の関係が複雑化、主義主張が相反するのは至極当然の事です。どんな困難があってもとことん話し合い、これ以外解決の道はないと心すべきです。安易な解決策は破綻を生じることはいままでの歴史が多々証明しています。

「環境問題」、「戦争をしない信念を持つこと」に真っ向から、待たなして取り組まねばなりません。

## 梅園・東・稲荷前9条の会

### 梅見お茶会のお知らせ

日時： 3月4日(日) 13:30~

集合場所：梅園集会所和室

参加費： 500円(和菓子+お抹茶)

\*11月以降の活動の報告と交流

\*月例の訪問署名行動もおこないます。

(15:00~)

地区外の皆様も気軽においでください。

連絡先：029-858-1597(穂積)

## 筑波地域 憲法学習と戦争体験を聴く会

日時： 2月24日(土) 13:30~16:30

会場：筑波公民館学習室(つくば市筑波庁舎の隣)

\*やさしい憲法9条のはなし

講師：緒方章宏先生(日本体育大、憲法学)

\*シベリア抑留体験談 + 予科練体験談 筑波地区在住者

参加費：資料代として若干の募金

主催：筑波地域憲法9条の会準備会

連絡先：029-867-4011(菊池)

## 編集後記

年が明けてウロウロしていたら、もつ二月、梅が咲き出した。昨年、農林団地でツクツクボウシの鳴き声を最後に聞いたのは、十月四日、例年に比べ遅かった。また、霞ヶ浦の浅場で十一月末までタナゴが釣れた。ともに昨秋の高温とその後の暖冬を示唆していた。関東ではどうやら雪無しの冬になりそうだ。

暖冬は過ごし易く有り難いが、常夏の地で暮らしてみると、たとえ冬が寒くとも、春に花、秋に紅葉と季節の変化に富んだ四季のある国のよさがしみじみと感ぜられるもの。

日本人は元来、季節の移るいに特に敏感で、「もののおわれ」を知る心優しい民族であった。それがなぜ「いじめ」と「自殺」の頻発する荒んだ「競争社会」の国になってしまったのか。為政者と、その政治を支持してきた国民は、今こそ胸に手を当て、己の責任に思いを致していただきたい。

安倍首相は、まじめに「美しい国」を言うのであれば、「憲法9条や教育基本法を変えて戦える日本と日本人づくり」に躍起となるのではなく、美しい日本の自然を守り、平和を愛し弱者をいたわる、美しい心をもつ日本人づくりのためにこそ全力を傾注すべきである。

(樋田)